

一般社団法人 新潟県サッカー協会
基本規程

一般社団法人 新潟県サッカー協会

基本規程

第1章 総 則

- 第1条〔目 的〕 P. 7
- 第2条〔遵守義務〕 P. 7

第2章 組 織

第1節 役 員

- 第3条〔役 員〕 P. 7
- 第4条〔役付理事の選任〕 P. 7
- 第5条〔特任理事〕 P. 8
- 第6条〔理事の職務〕 P. 8
- 第7条〔監事・相談役の職務〕 P. 8
- 第8条〔役員任期および定年制〕 P. 8
- 第9条〔役員解任〕 P. 8
- 第10条〔役員報酬〕 P. 9
- 第11条〔名誉会長等〕 P. 9

第2節 理事会

- 第12条〔理事会の組織〕 P. 9

第3節 司法機関

- 第13条〔司法機関の設置〕 P. 9

第4節 専門委員会

- 第14条〔専門委員会の設置〕 P. 10
- 第15条〔組織および委員〕 P. 10
- 第16条〔委員の任期〕 P. 10

第5節 常務委員会

- 第17条〔常務委員会の組織〕 P. 13

第6節 事務局

- 第18条〔総則〕 P. 13
- 第19条〔事務局に関する規程〕 P. 13

第7節 後援会

- 第20条〔総則〕 P. 13

第3章 所属団体

第1節 総則

- 第21条〔定義〕 P. 14

第2節 加盟チーム

- 第22条〔種別〕 P. 16
- 第23条〔加盟登録〕 P. 16
- 第24条〔加盟登録の手続き〕 P. 17
- 第25条〔加盟チームの権利及び義務〕 P. 17
- 第26条〔代表チームへの参加義務〕 P. 17
- 第27条〔加盟チームに対する制裁〕 P. 17

第3節 地区サッカー協会

- 第28条〔権限〕 P. 17
- 第29条〔組織〕 P. 17
- 第30条〔地区協会会長・理事長・事務局長会議〕 P. 17
- 第31条〔届出義務〕 P. 18
- 第32条〔登録料(分担金)〕 P. 18

第4節 各種の連盟

- 第33条〔各種の連盟〕 P. 18

第5節 準加盟チーム

- 第34条〔準加盟チーム〕 P. 19

第4章 登 録

第1節 総 則

- 第35条〔選手登録〕 P. 19
- 第36条〔重複登録の禁止〕 P. 19
- 第37条〔登録区分〕 P. 19
- 第38条〔アマチュア選手〕 P. 19

- 第39条〔アマチュア以外の選手の登録と遵守義務〕 P. 19

第2節 登録手続き

- 第40条〔選手登録の方法〕 P. 20
- 第41条〔登録有効期間〕 P. 20
- 第42条〔登録区分変更〕 P. 20
- 第43条〔資格認定等の原則〕 P. 20
- 第44条〔外国籍の選手〕 P. 20

第5章 競技会

第1節 総則

- 第45条〔目的〕 P. 21
- 第46条〔定義〕 P. 21
- 第47条〔競技会の主催〕 P. 21
- 第48条〔競技会の名称の制限〕 P. 21
- 第49条〔主管の委託〕 P. 22
- 第50条〔アマチュア選手の賞品〕 P. 22
- 第51条〔地区協議会等〕 P. 22
- 第52条〔処分〕 P. 22

第2節 県内競技会

- 第53条〔地区競技会・市町村競技会開催の申請〕 P. 22
- 第54条〔開催承認の条件〕 P. 22
- 第55条〔主催・共催・主管〕 P. 22

第6章 審判

- 第56条〔審判〕 P. 23

第7章 指導者

- 第57条〔指導者〕 P. 23

第8章 事業

- 第58条〔事業〕 P. 23

第9章 表彰

- 第59条〔表彰の目的〕 P. 24
- 第60条〔対象〕 P. 24
- 第61条〔表彰事項〕 P. 24
- 第62条〔表彰の方法〕 P. 24
- 第63条〔表彰の決定〕 P. 24
- 第64条〔表彰の時期〕 P. 24

第10章 懲罰

- 第65条〔違反行為と懲罰〕 P. 25

第11章 その他の規定

- 旅費規程・表彰規定等・その他内規 P. 25

第1章 総 則

第1条〔目 的〕

本規程は、一般社団法人新潟県サッカー協会(以下「本協会」という)の定款第62条の規定に基づき、本協会の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条〔遵守義務〕

本協会に加盟登録したすべての団体およびその役職員、監督、コーチその他の関係者ならびに登録選手は、本規程およびこれに付随する諸規定を遵守する義務を負う。

第2章 組 織

第1節 役 員

第3条〔役 員〕

本協会には、次の役員を置く、

役員の構成は、4地区協会、各種委員会、各種連盟の役員及び学識経験者若干名とする。

- (1) 理事：10名以上15名以内(うち会長1名、副会長1名以上2名以内、専務理事1名、副専務理事1名以上2名以内とする)。
- (2) 監事：1名以上名2名以内
- (3) 法務・財務・労務の各専門の相談役若干名を置く。

第4条〔役付理事の選任〕

- ① 理事および監事は、総会で選任する。(本協会定款第16条)
- ② 理事の互選により会長、副会長、専務理事及び副専務理事を選任し4役会議を構成し定款第17条第4項の事項を合議により決定する。

- ③ 相談役は、4 役会議で選任し、理事会で承認する。

第5条〔特任理事〕

- ① 本協会の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事(以下「特任理事」という)5名以内を置くことができる。
- ② 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

第6条〔理事の職務〕

- ① 会長は、本協会の業務を総理し、本協会を代表する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態にあるときはこれを代理する。
- ③ 副会長、専務理事、副専務理事は法人法上の業務執行理事として、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- ④ 理事は、理事会を組織して本協会の業務を議決し執行する。

第7条〔監事・相談役の職務〕

監事は、本協会の業務および財産に関し、本協会定款第17条第5項に規定する業務を行う。

第8条〔役員任期および定年制〕

(本協会定款第18条)

- ① 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- ③ 任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- ④ 理事又は監事は定款第15条に定める定数が足りなくなるときは、その任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。
- ⑤ 会長、副会長、専務理事、副専務理事及び各種委員会委員長の任期は、再任は妨げないが原則として4期8年以内とする。

第9条〔役員解任〕

役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において3分の2以上の同意に基づいて解任することができる。この場合、付議する前にその役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第10条〔役員報酬〕

- ① 役員は、有給とすることができる。
- ② 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第11条〔名誉会長等〕

- ① 本協会に定款第21条により名誉会長、名誉役員（顧問および参与）を置くことができる。尚「顧問」については、次の3区別とし最高顧問、特別顧問、顧問を置き、この3区別を総称して「顧問」と称する。
最高顧問は会長経験者、特別顧問は副会長および専務理事経験者、顧問は学識経験者および役員経験者で、国内・外で顕著な活躍をした者。
- ② 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の議決を経て、総会の同意により、会長が委嘱する。
- ③ 名誉会長、名誉役員任期は選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ④ 名誉会長、名誉役員は理事会の諮問に応ずる。

第2節 理事会

第12条〔理事会の組織〕

理事会の組織は、本協会定款第35条から第42条までの定めによる。

第3節 司法機関

第13条〔司法機関〕

司法機関は、本協会定款第43条1項(2)資格・規律・フェアプレー委員会が担当する。

第 4 節 専門委員会

第 1 4 条〔専門委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。（本協会定款第 4 4 条）

- (1) 総務委員会
- (2) 資格・規律・フェアプレー委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 技術委員会
- (5) 事業委員会
- (6) 医学委員
- (7) 第 1 種委員会
- (8) 第 2 種委員会
- (9) 第 3 種委員会
- (10) 第 4 種委員会
- (11) 女子委員会
- (12) グラスルーツ委員会
- (13) フットサル委員会
- (14) 広報委員会
- (15) マッチコミッショナー委員会
- (16) 国際ユース大会委員会
- (17) 国体等大会開催委員会
- (18) アルビレックス新潟支援委員会
- (19) 上記の委員会以外に必要な応じて理事会の決議を経て委員会及び特別委員会を置くことができる。

第 1 5 条〔組織および委員〕

- ① 各専門委員会は、それぞれ委員会および若干名の委員をもって構成する。
- ② 各専門委員会の委員長は、各委員会にて選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- ② 各委員会委員は、前条の委員会所属をもって構成する。

第 1 6 条〔委員の任期〕

- ① 各専門委員会の委員長および委員の任期は 2 年とし、再任は妨げないが、4 期 8 年以内とする。
- ② 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- ③ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

別表 1

〔専門委員会の所管事項〕

(1) 総務委員会

1. 予算処置を伴った具体的施策を企画展開する。
2. 他の委員会に属さない事項の検討

(2) 資格・規律・フェアプレー委員会

競技および競技会に関連する違反行為に対する調査・審議および懲罰案の決定
フェアプレーに関する事項

(3) 審判委員会

1. 競技規則の解釈、適用
2. 審判員の養成
3. 公式競技の為の審判員の派遣に関する事項
4. 審判員の賞罰に関する事項
5. 審判インストラクター、インスペクターに関する事項

(4) 技術委員会

1. 新潟県を代表するチームの監督候補者の推挙
2. 新潟県を代表するチームの編成案の作成
3. 新潟県を代表するチームの強化
4. その他新潟県を代表するチームに関する事項
5. 選手の育成、強化に関する事項
6. 各年代の普及に関する事項
7. 強化方針に基づく技術指導
8. 指導者の養成
9. その他技術指導に関する事項

(5) 事業委員会

1. 新潟県選手権の実施に関する事項
2. 公益財団法人日本サッカー協会(以下日本サッカー協会という)および本協会が主催する事業の企画立案、実施
3. 天皇杯全日本サッカー選手権大会
4. 日本代表戦
5. その他の興業を目的とする事業

(6) 医学委員会

1. すべての医事、生理機能および健康に関する問題
2. 指導者に対し、サッカー競技者の体力調整、継承の応急手当その他を指導すること

- 3. 衛生学(ドーピング)に関する事項
- 4. 本協会主催の試合および大会における医事サービスに関する事項
- (7) 第1種委員会
 - 1. 社会人連盟、大学・高専連盟、シニア連盟サッカーに関する事項
 - 2. 前項サッカーに関する大会および試合の監理
- (8) 第2種委員会
 - 1. クラブユースサッカー連盟に関する事項
 - 2. 高等学校体育連盟サッカー部に関する事項
 - 3. 国際ユースサッカーIN新潟への業務受託
- (9) 第3種委員会
 - 1. クラブジュニアユース・中学校体育連盟サッカー部に関する事項
- (10) 第4種委員会
 - 1. クラブジュニアサッカーに関する事項
- (11) グラスルーツ委員会
 - 女子、女子普及、キッズ、障がい者、ウォーキングサッカーを含む普及全般
- (12) フットサル委員会
 - 1. フットサルに関する事項
- (13) 広報委員会
 - 1. NiFA新聞・広報誌・新聞で見たこの1年の発行
 - 2. 協会ホームページに関すること
 - 3. 情報の収集と発信及び外部へのメッセージ
 - 4. 記者会見の設定等
 - 5. 主な事業の取材
 - 6. 事業資料の保管
- (14) マッチコミッショナー委員会
 - 1. 全国、北信越、県内 諸大会へのマッチコミッショナーの割り振り
 - 2. マッチコミッショナー講習会関係 (研修会兼講習会)
 - 3. JFAへのマッチコミッショナーの推薦
 - 4. マッチコミッショナーの仕事に関すること
 - 5. その他関連事項
- (15) 国際ユース大会委員会
 - 1. 国際ユースサッカーIN新潟に関すること
- (16) 国体等大会開催委員会
 - 1. 国民体育大会及び北信越国民体育大会の開催に関すること
- (17) アルビレックス新潟支援委員会
 - 1. アルビレックス新潟及びアルビレックス新潟レディースの支援

第5節 常務委員会

第17条〔常務委員会の組織〕

常務委員会の組織は、本協会定款第48条から第49条までの定めによる。

第6節 事務局

第18条〔総則〕

- ① 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- ② 事務局には有給の職員を置く。
- ③ 職員の任免は会長が行う。

第19条〔事務局に関する規程〕

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営および事務処理に関する事項は、会長の定めるところによる。

第7節 後援会

第20条〔総則〕

- ① 本協会定款8条第2項、第3項に定める賛助会員、特別会員をもって後援会を組織する。
- ② 本協会への寄付金とは別に後援会に直接提供される寄付金等の受入の可否の判断及び会計処理は後援会が行なう。
- ③ 後援会の事務は一般社団法人新潟県サッカー協会事務局が行なう。
- ④ 後援会の組織、運営及び事務処理に関する事項は別に定める。

第3章 所属団体

第1節 総則

第21条〔定義〕

次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

公益財団法人日本サッカー協会の制定したサッカー競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの。

(2) 地区

新潟県を別表の通り4地区に分けた市町村サッカー協会(以下サッカー協会市町村協会という)をもって組織する。

別表

新潟県地区サッカー協会加盟団体地区割り表

平成23年11月23日現在

新潟県 新潟市サッカー協会 (地区協会)	新潟県 下越地区サッカー協会	新潟県 中越地区サッカー協会	新潟県 上越地区サッカー協会
新潟市	新発田市 村上市 阿賀野市 五泉市 胎内市 佐渡市 阿賀町 聖籠町 関川村 粟島浦村	長岡支部 長岡市 県央支部 三条市 燕市 柏崎市 燕市 見附市 加茂市 田上町 弥彦村 魚沼支部 小千谷市 十日町市 魚沼市 南魚沼市 津南町 湯沢町 柏崎支部 柏崎市 出雲崎町	上越市 糸魚川市 妙高市

				刈羽村			
市	1	市	6	市	10	市	3
町	0	町	2	町	4	町	0
村	0	村	2	村	2	村	0
計	1	計	10	計	16	計	3
(市町村サッカー協会) 新潟市サッカー協会		(市町村サッカー協会) 新発田サッカー協会 村上市サッカー協会 胎内市サッカー協会 阿賀野市サッカー協会 五泉市サッカー協会 聖籠町サッカー協会		(市町村サッカー協会) 長岡支部 長岡サッカー協会 与板サッカー協会 栃尾サッカー協会 県央支部 三条市サッカー協会 燕市サッカー協会 見附市サッカー協会 加茂市サッカー協会 魚沼支部 十日町市サッカー協会 小千谷市サッカー協会 魚沼市サッカー協会 南魚沼市サッカー協会 津南町サッカー協会 柏崎支部 柏崎市サッカー協会 刈羽村サッカー協会		(市町村サッカー協会) 上越サッカー協会 柿崎区サッカー協会 糸魚川市サッカー協会 妙高市サッカー協会	

第 2 節 加盟チーム

第 2 2 条 [種 別]

- ① 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

- (1) 第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- (2) 第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない
- (3) 第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない
- (4) 第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない
- (5) 女子 女子の選手により構成されるチーム
- (6) シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム

② 前項に定める年齢は、当該年度開始の前日（3月31日）現在の年齢とする。

第23条〔加盟登録〕

公益財団法人日本サッカー協会に加盟登録しようとする新潟県内所在チームは、まずもって本協会に加盟登録申請をして、その承認を得なければならない。

第24条〔加盟登録の手続き〕

- ① 加盟チームは、毎年5月末日までに、登録申請をしなければならない。
- ② 加盟登録は、第1項所定の申請が本協会に到達したときに効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見されたときはこの限りではない。
- ③ 公益財団法人日本サッカー協会または本協会主催の競技会に参加しようとする加盟チームについては、第1項および第2項の規定にかかわらず、その競技会の開始期日までにその加盟登録手続きが完了していなければならない。

第25条〔加盟チームの権利及び義務〕

- ① 加盟チームは、次の事項に関する権利をもつ。
 - (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること
 - (2) 公益財団法人日本サッカー協会、本協会、地区協会が主催する競技会に参加すること
(ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる)
- ② 加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人北信越サッカー協会、本協会が定める登録料（分担金）を納付すること
 - (2) 公益財団法人日本サッカー協会の機関誌（有料）を購読すること
 - (3) 毎年第34条（選手登録）以下に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
 - (4) 第6章〔審判〕に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上登録すること
 - (5) 公益財団法人日本サッカー協会、本協会、地区協会、市町村協会が主催、共催、主管しない有料（入場料）競技には参加しない。
- ③ 加盟チームは、日本サッカー協会の『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、

ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。

- ④ 加盟チームは、日本サッカー協会が定める監督登録料、機関紙購読料及び本協会が定める協力金、新規加盟金を本協会が定める期日までに納付しなければならない。

第26条〔代表チームへの参加義務〕

加盟チームは、所属選手が本協会により代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、障害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

第27条〔加盟チームに対する制裁〕

加盟チームまたはこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、または本規程に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチームまたは選手は、警告、競技停止あるいは除名等の処分を受ける。

第3節 地区サッカー協会

第28条〔権 限〕

地区サッカー協会(以下、地区協会という)は、各地区におけるサッカー界を統括し、各地区におけるサッカーの普及および振興を図る。

第29条〔組 織〕

- ① 地区協会は、次の機関および組織を保有しなければならない。
- (1) 決議機関
 - (2) 執行機関
 - (3) 専門委員会(本協会の専門委員会に準じた組織および機能を有すること)
- ② 地区協会の名称には、「新潟県」を明示しなければならない。

第30条〔地区協会会長、理事長、事務局長会議〕

- ① 会長は、必要と認めたときは、地区協会の代表会議(地区協会会長会議、理事長会議、事務局長会議)を招集することができる。
- ② 地区協会の代表者(理事長)が前項の会議に出席することができないときは理事がその代理として出席することができる。

第31条〔届出義務〕

- ① 地区協会は、当年度の1月末までにその事業年度に関する次に掲げる書類を本協会に届け出なければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

- (3) 役員の名簿および業務分担表
- (4) 執行機関および議決機関の議事録
- ② 地区協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次に掲げる書類を本協会に届け出なければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 執行機関および議決機関の議事録
- ③ 地区協会は、次の事項に変更があったときは、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
 - (1) 会長・理事長
 - (2) 本協会に提出済みの規約その他の書類

第32条〔登録料(分担金)〕

- ① 地区協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料(分担金)を、本協会に納付しなければならない。
- ② 登録料(分担金)の金額は、公益財団法人日本サッカー協会が決定した額を基準とする。

第4節 各種の連盟

第33条〔各種の連盟〕

- ① 本協会は、サッカー競技の普及および発展を図るため、各種の連盟を置くことができる。
- ② 次の各種の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 新潟県社会人サッカー連盟
 - (2) 新潟県大学・高専サッカー連盟
 - (3) 新潟県シニアサッカー連盟
 - (4) 新潟県フットサル連盟
 - (5) 新潟県クラブユースサッカー連盟

第5節 準加盟チーム

第34条〔準加盟チーム〕

準加盟チームに関する事項は、公益財団法人日本サッカー協会基本規程(第7節 準

加盟チーム)を準用する。

第4章 登 録

第1節 総 則

第35条〔選手登録〕

- ① 加盟チームは、第39条〔選手登録の方法〕の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。
- ③ 本協会に登録されている選手に限り公式競技会に出場することができ、未登録の選手を公式競技会およびその他の公式事業に出場させてはならない。

第36条〔重複登録の禁止〕

選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

第37条〔登録区分〕

本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) アマチュア選手
- (2) アマチュア以外の選手

第38条〔アマチュア選手〕

アマチュア選手とは、報酬または利益を目的とすることなく、プレーする者をいう。

第39条〔アマチュア以外の選手の登録と遵守義務〕

アマチュア以外の選手は、日本サッカー協会が別に定める『プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について』および次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けること
- (2) 本協会および選手の所属するチームの加盟するリーグ、連盟等（以下「加盟リーグ等」という）が広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること
- (3) 国内・国外に問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に日本サッカー協会の承認を得ること
- (4) 競技会の会場において本協会または加盟リーグ等の承認なしに広告・宣伝活動を行わないこと

第2節 登録手続き

第40条〔選手登録の方法〕

- ① 本協会への登録は、アマチュア選手、アマチュア以外の選手のいずれも加盟チームが加盟登録団体票《様式第1号》をもって行う。
- ② アマチュア以外の選手の登録には、前項の加盟登録団体票《様式第1号》に加盟チームと選手間の契約書の写しおよび「選手登録区分申請書」《書式第1号》を添付するものとする。
- ③ 加盟チームは、「選手登録区分申請書」（本協会備え付け）《書式第1号》の写しを所在地の本協会、地区協会に送付する。

第41条〔登録有効期間〕

- ① 前条に基づく登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。
- ② 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
- ③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第42条〔登録区分変更〕

選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請するものとし、本協会は受け付けた申請を前2条に従って処理する。

第43条〔資格認定等の原則〕

選手の資格認定および区分変更認定は、本協会理事会において決定する。

第44条〔外国籍の選手〕

外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）も、本協会に登録する場合、本規程の適用を受けるものとし、「外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）」《書式第7号》に外国人登録証明書の写しを添付のうえ提出して、その承認を得なければならない。

第5章 競 技 会

第 1 節 総 則

第 4 5 条〔目 的〕

新潟県内において開催される国内競技会および国際競技会の組織および運営に関する事項は、本章の定めるところによる。

第 4 6 条〔定 義〕

本章における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主 催 自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること。
- (2) 共同主催 共同の名義において試合等を開催する事
（共催）
- (3) 主 管 試合等の運営の委託を受けて実施すること
- (4) 後 援 他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）
- (5) 協 力 他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 特別協賛 他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償
（冠協賛） として自己の名称、商標等、試合等の名称に使用する権利を得ること
- (7) 協 賛 他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (8) 公 認 他者の主催する試合等または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして承諾すること
- (9) 推 薦 他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

第 4 7 条〔競技会の主催〕

本協会は次の競技会を主催する。

- ② 公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人北信越サッカー協会が主催する競技会の共催。
- ③ 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。

第 4 8 条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「新潟県〇〇大会」を使用することはできない。

第 4 9 条〔主管の委託〕

- ① 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の地区協会に委託することができる。

④ 前項の場合、委託された地区協会を、主管協会という。

第50条〔アマチュア選手の賞品〕

競技会に参加するアマチュア選手への賞品は、アマチュア選手にふさわしいものでなければならない。

第51条〔地区競技会等〕

本協会および地区協会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規程に準ずるものとする。

第52条〔処 分〕

本協会は、本章の規定に違反した地区協会、市町村協会、加盟チームまたは選手を処分することができる。

第 2 節 県内競技会

第53条（地区競技会、市町村競技会開催の申請）

- ① 地区競技会は地区協会独自に主催、共催、主管する競技会をいう。地区競技会を開催する時は本協会に事前に届け出て、承認を得なければならない。
- ② 市町村競技会とは、市町村協会の主催、共催、主管する競技会をいう。市町村競技会を開催する時は地区協会に事前に届け出て、承認を得なければならない。

第54条〔開催承認の条件〕

前項による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。

ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、すべて本協会の加盟チームであること
- (2) 競技は日本サッカー協会の競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規定を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催ならびに運営に関する諸規定に従うこと
- (6) 審判への審判手当ては関係地区協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係地区協会の規律・フェアプレー委員会が決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

第55条〔主催・共催・主管〕

- ① 地区協会は、自ら主催する競技会に関し、本協会に対し主催、共催、主管を依頼するときは、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第51条〔開催の申請をする時〕は本協会が定める申請書に記載し書類を添付して、申請し許可を得なければならない。

- ② 前項によりすでに承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じたときは、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第6章 審判

第56条〔審判〕

- (1) 前章に定める各種の公式競技会の審判は、日本サッカー協会公認審判員があらなければならない。
- (2) 審判に関する規程は日本サッカー協会基本規程第7章を準用する。

第7章 指導者

第57条〔指導者〕

指導者に関する規程は公益財団法人日本サッカー協会基本規程第8章を準用する。

第8章 事業

第58条〔事業〕

事業に関する規程は公益財団法人日本サッカー協会基本規程第9条を準用する。

第9章 表彰

第59条〔表彰の目的〕

この規定は、本協会の発展に寄与、貢献した者及び団体に対し敬意と感謝の意を表すことを目的とする。

第60条〔対象〕

本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会役員
- (2) 加盟登録団体及び同役員、選手
- (3) 各種委員会、連盟役員よりの推薦者
- (4) その他、本協会の運営に多大の貢献をした者

第61条〔表彰事項〕

本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年(10年以上)協会及び連盟に貢献した者
但し、各委員会の委員又は理事に就任している場合は除く
- (2) 選手の指導、育成に貢献した場合
- (3) 新潟県を代表して著しい成績を収めた選手または団体
例)全国大会で3位以上の成績を収めたチーム
各カテゴリーで(財)日本サッカー協会の下、日本代表に選出された選手又は
北信越で県を代表して活躍した選手
- (4) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献した場合
- (5) その他、前各号に準ずる行為があった場合

第62条〔表彰の方法〕

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。但し、記念賞等を加授することができる。

第63条〔表彰の決定〕

表彰者の決定は、理事会において行う。

第64条〔表彰の時期〕

表彰の時期及び場所は、理事会で決定する。

第10章 懲 罰

第条〔違反行為と懲罰〕

- ① 加盟チーム、選手、役員並びに本協会、地区協会、市町村協会の役員が次の各号の行為を行った場合には、本協会第43条の司法機関が懲罰案を作成し、理事会の承認を

得て懲罰を適用する。

- ② 懲罰に関するその他の事項については公益財団法人日本サッカー協会懲罰規定並びに懲罰基準を準用する。

第 1 1 章 その他の規定

その他の規定

前条の規定のほか、次の規定を定めるものとする。

- (1) 旅費規程
- (2) 表彰規定
- (3) 弔事規定
- (4) 新潟県地区サッカー協会規定
- (5) その他、内規を定める。
 - ① 内規
 - ② 新役員、理事選出の内規
 - ③ 登録関係の内規

J F A 基本規定等の準用

この運営規定に定められていない事項については、J F A が定める基本規定及びその他の規程を準用し、理事会にて審議をする。

本規程の改定は理事会の議決を得てこれを行う。

附則 本規定は平成 1 6 年 1 2 月 2 8 日から施行する。

改定 平成 1 7 年 6 月 1 日から施行する。
平成 1 9 年 6 月 1 4 日から施行する。
平成 2 0 年 6 月 2 1 日から施行する。
平成 2 1 年 5 月 1 7 日から施行する。
令和 3 年 月 日から施行する。